

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制動向】

○欧州委員会が、性別に基づく保険料設定禁止のガイドラインを公表

欧州連合（EU）の最高裁判所に相当する欧州司法裁判所は、2011年3月1日付で、EU域内で使用されている男女別の保険料は、欧州連合基本権憲章に抵触し、違法であるとの判断を下した。これにより、過去の統計によって保険金支払の頻度および額に男女差が認められることが明らかな場合であっても、性別を保険料率算出要素として使用することができなくなり、EU域内で生命保険、自動車保険、医療保険の営業を行っている保険会社は2012年12月20日までに料率の改定を行う必要が生じている。料率改定への移行期間の短さなどを考えると、このルールに従うためにデータの見直し、保険料率の再設定、保険約款の再作成等を行うことは保険業界にとってかなりの困難を伴うものであり、また相当なコンプライアンス・コストが発生することも予想される。

このような状況を受け、欧州委員会は、2011年12月22日付でこのルールの適用に関するガイドラインを公表した。同ガイドラインには、原則、2012年12月21日以降の保険契約から、性別を保険料率算出要素として使用することを禁止しているものの、既存契約の自動更改にはこのルールが適用されない予定である等、同ルールの適用を受ける（または受けない）保険契約の詳細が記載されており、欧州保険委員会は、今後このガイドラインを徹底的に分析する予定である。

（CEA Press Release 2011.12.22、Dow Jones Newswires 2011.12.23 ほか）

【EU・市場動向】

○2010年の欧州における生命保険料および損害保険料は増加

欧州保険委員会が2011年12月21日に公表した統計によると、2010年の欧州の総収入保険料は1兆1,040億ユーロとなり、前年比2.5%の増加となった。この内訳は、生命保険料が6,760億ユーロで前年比2.5%の増加、損害保険料が4,280億ユーロで前年比2.7%の増加であった。

損害保険においては、医療保険（health cover）の伸びが顕著であり、前年比5.9%の増加となった。この医療保険の保険料の増加は、欧州各国で人口の高齢化が進み、政府による医療費負担が増大する中で、民間損害保険会社による医療保険の提供が政府負担を軽減する手段であること、および損害保険において医療保険が成長著しい保険種目であることを示す結果となった。

（CEA Press Release 2011.12.21 ほか）

【イギリス・市場動向】

○フィッチ・レーティングスの発表：イギリスの損害保険業界は安定的

格付機関のフィッチ・レーティングスは、2012年のイギリス損害保険業界の見通しに関するレポートを公表した。フィッチ・レーティングスは、保険事故の増加や投資収益の減少等があるものの、アンダーライティングや経営の方向性および資本の状況からすると、イギリスの損害保険業界は今後1、2年格付けの維持が可能であると見ている。

また、フィッチ・レーティングスは、ソルベンシーⅡへの対応や資産価値の低下により保険会社の合併や買収が進むと予測している。特に、小規模な保険会社に関しては、2011年に発生した巨大災害に関連する支払により悪化した財務内容を改善させることが難しく、買収のターゲットとなると見ている。

なお、この予測はイギリス経済が低成長ながらも着実に回復することを前提としており、今後そのような前提が崩れることがあった場合には再度見直しを見直すとしている。

(REUTERS 2011.12.19、News insurances 2011.12.20 ほか)

【イギリス、ドイツ・市場動向】

○英国保険協会、ドイツ保険協会が、若年者の自動車運転に対する対策の必要性を強調

英国保険協会およびドイツ保険協会は相次いで、若年者の自動車事故の状況とその運転に対する対策の必要性を公表した。

英国保険協会（ABI）では2011年11月に、若年者の自動車事故の状況を公表した。免許証取得者における25才未満の割合は約12%であるが、自動車事故で死亡または重傷を負った25才未満の割合は約25%に上るとして、免許取り立ての若年運転者に対して、以下のような対応策をとるよう提案を行っている。

- 2年後に安全運転者であることを確認する運転試験の受験の義務づけ
- 同乗者の数の制限（同乗者が多いと事故も増えるという事実を踏まえて）
- 原則として午後11時から午前4時までの運転禁止

一方、ドイツ保険協会（GDV）においても、2011年12月に、その下部組織であるドイツ保険事故調査機構による若年層の自動車事故調査結果を公表した。この調査結果によれば、18才から24才の人口の割合は8%であるが、2010年における運転または搭乗中の自動車事故による死亡者は、この若年層が約28%を占め、その約70%が、若年者の運転によるものであるとしている。この若年層の死亡者の高い割合の原因は、若年層の運転の経験不足とリスク志向によるとされている。

同機構によれば、運転者教育によりこの状況を改善することができるとしており、新規免許取得者に対する、熟練運転者が同乗する実地運転を含む免許取得後の継続教育等の必要性を主張している。このような方法は、オーストリアにおいて実施されており、同国においては、若年者による死傷事故件数が30%減少している。

(英国保険協会およびドイツ保険協会のウェブサイトより)

【ドイツ・自然災害】

○ドイツ保険協会が 2010 年の自然災害による保険金支払状況を公表

ドイツ保険協会（GDV）の 2011 年 12 月の発表によると、2010 年のドイツにおける自然災害による保険金支払件数は 130 万件に達し、暴風雨・洪水等の損害に対する保険金支払額も 15 億ユーロと上昇した。2011 年においても、多くの暴風雨、特に、雹災により保険金の支払が増えている。5 月に公表した GDV の調査によると、将来において気候変動による異常気象が生ずる確率は高まっており、例えば、大洪水は現在 50 年に 1 度発生するとされているが、将来は、25 年に 1 度発生すると結論付けている。

家屋所有者の大半は暴風雨や雹災による損害を補償する保険に加入しているものの、70%の家屋所有者は、洪水等による損害をも補償対象とする包括保険には加入していないのが現状である。

これらの状況を踏まえて、保険業界は、気候変動により自然災害に対する保険の重要性がますます高くなることについて啓発活動を開始している。

（ドイツ保険協会のウェブサイトより）

【フランス・自然災害】

○南フランスで洪水が発生

2011 年 11 月、集中豪雨の影響により南フランスのヴァール（Var）県を中心に 6 つの県で洪水が発生し、5 名が亡くなった。フランス保険企業協会（FFSA）および保険相互会社協会（GEMA）によると、この洪水に関連する保険金支払は 3 億 7,000 万ユーロから 4 億 2,000 万ユーロ程度となる見込みである。ヴァール県では 2010 年 6 月にも大規模な洪水が発生しており、23 名が亡くなり、支払保険金は 6 億 1,500 万ユーロに達した。

フランスでは 2011 年に発生した南フランスの洪水を含め、大規模な自然災害が 3 年連続で発生している。2009 年に発生した暴風クラウス（Klaus）では 3 名が亡くなり、支払保険金は 16 億ユーロとなった。2010 年にはヴァール県での洪水のほか、暴風シンシア（Xynthia）が発生しており、暴風シンシアによる死者は 52 名、支払保険金は 15 億ユーロとなった。

度重なる自然災害を受け、保険業界は国に対し自然災害防止や被害軽減のための政策を強化するよう求めている。

（FFSA ウェブサイト 2011.11.15、2012.1.9 ほか）

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○ニューヨーク州が企業保険引受時の規制を緩和

ニューヨーク州の金融サービス局は、年間の総収入が 1,500 万ドル以上の企業を契約者とする損害保険契約の引受につき、規制を緩和する新たな法律を施行するとの規則を公布した。年間の総収入が 1,500 万ドル以上で、かつ社内に専門のリスク管理者を有している企業、または年間損害保険料が計 2 万 5,000 ドル以上になる企業の保険契約については、保険会社は州当局への保険料率の届出および約款の事前認可が免除される。

州当局はこの新しい法律は、保険会社による大手企業契約者の保険引受能力を強化し、特定の保険商品に対する市場の反応を早め、かつ経済発展の障壁をなくすものだとしている。ニューヨーク州の損害保険会社はこの規制緩和について概ね賛同している。

なお、保険会社がこの免除規定を適用するには、契約締結日の翌営業日までに契約条件を含む保険証券を、契約開始日から 60 日以内にその他の契約書類を州当局に対して届け出なければならない。また、この免除規定は労災保険や医療過誤賠償責任保険などの損害保険には適用されない。

(Business Insurance 2011.11.21、Best Week 2011.11.28)

【規制動向】

○税金の抜け道を塞ぐニール法案が再び上程

米国に本拠地を置く外国の保険会社が、米国外に所在する関連会社に支払う再保険料について、課税控除を禁止するニール法案（HR3157, S1693）が再び米国議会に上程された。同法案は、その起草者である下院議員リチャード・ニールの名前に因んだもので、同議員は米国外に所在する再保険者をターゲットとした同法案の成立に過去 10 年以上取り組んできている。

同法案はオバマ政権の 2012 年度予算案にも対応するもので、ニール下院議員によれば、連邦合同税制委員会（Congress' Joint Tax Committee）は、この改革により今後 10 年間で 120 億ドルの債務を削減することができると推定しているとのことである。

これに対し、米国の保険市場は再保険の国際的ネットワークに大きく依存しており、同法案が成立すれば保険会社の税負担は保険料率に転嫁され、特にカリフォルニア、フロリダ、ルイジアナ、テキサスといった大きな自然災害に直面する地域の消費者への負担を年間 110 億ドル以上増加させ、また米国のリスクに対する再保険キャパシティを 20%縮小させるとして、各国の主な保険者・再保険者の協会等をはじめ、米国内の消費者団体等が反対意見を表明している。

(Best's Insurance News 2011.10.14、Business Wire 2011.10.13 ほか)

【規制動向】

○地震保険普及のため、カリフォルニア地震保険機構は民間資本市場の活用を目指す

カリフォルニア地震保険機構（California Earthquake Authority：以下「CEA」）は、1996年に設立され、カリフォルニア州が運営し民間が資金を拠出する地震保険プールで、米国最大の地震保険者であるが、地震保険の普及率は非常に低く、カリフォルニア州の住宅所有者の10%に届いていない。このことは、米国全体の3分の2のリスクが集中しているとされるカリフォルニア州の90%以上の住宅は、全く地震損害に対するプロテクションを持っていないということである。

この低い普及率の主な要因として、保険料の高さが指摘されている。通常、住宅火災保険（homeowners insurance）では地震危険は免責であり、物件によってはCEAの地震保険料は住宅火災保険料を上回ることがある。

こうした状況下、CEAは米国議会に対して地震保険料適正化法案（Earthquake Insurance Affordability Act）を通貨させるようロビー活動を行っている。同法案は、地震被害が発生した後に、CEAが民間の資本市場から資金を調達することを可能にし、その債務に連邦が保証を与えるというものである。これによって、CEAは年間数億ドルの再保険料を節約でき、その結果、地震保険料の引き下げや免責金額を低くすることができるとしている。

（Best's Insurance News 2011.12.19 ほか）

【市場動向】

○AMベストの見通し：2012年の損害保険市場は好不調が混在

2012年の米国損害保険市場は価格の上昇が予想される個人マーケットの方が企業マーケットよりも好調になるとAMベストは予測している。さらに個人保険種目は、財産保険で引き続き天候関連の損失の影響が極めて不安定な状態にあるものの、全体の60%を占める自動車保険で十分に安定した収益を見込めるため、個人種目全体では堅調な業績が続くと見ている。

一方の企業保険種目は、2012年は年間を通じてネガティブな状態が続くと見ている。価格上昇の動きは見られるものの長期的な動きになるかについては懐疑的な見方をしている。また、経済は不安定であり、米国の実体経済の購買力が順調に回復するかどうかは依然として不透明である。ただし、AMベストは損害保険業界には十分な資本があり、投資収益がキャッシュフローを生むためにネガティブな状態はそこまで深刻ではないとみている。

（National Underwriter P&C 2012.1.9 ほか）

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・市場動向】

○中国保険業界は保険料収入の高い伸びを記録したが、課題も多い

2012年1月7日、中国保険監督管理委員会（保监会）の項俊波主席は、中国本土における2011年の保険料収入が、前年比10.4%増の1兆4,318億元（約17兆4,000億円）となったことを公表した。

このうち、損害保険は前年比18.5%増の4,618億元（約5兆6,000億円）、生命保険は同6.8%増の9,700億元（約11兆8,000億円）であった。損害保険料収入の高い伸びは、主として自動車産業の成長によりもたらされたとされている。保険業界の2011年末の総資産は、2010年末の5兆元から5兆9,000億元（約71兆7,000億円）に拡大し、ソルベンシー基準を満たしていない保険会社は前年の7社から5社に減少した。

一方、項俊波主席は、中国の保険業界には多くの課題があることも指摘している。多くの保険会社が外部環境の変化についていけておらず、内部管理の強化および商品・サービスの革新が不十分であり、盲目的にマーケット・シェアの拡大を追い求め、法律に違反する保険会社もある等の点を問題視している。商品の品揃えが乏しい中で保険料収入の拡大だけに頼る現在の発展形態は消費者ニーズを満たしておらず、変えていく必要があるとしている。

（Bloomberg News 2012.1.7 ほか）

【香港・市場動向】

○香港警察に保険詐欺担当グループ設置

香港保険業協会（HKFi）によると、香港警察の企業犯罪局（CCB）に保険詐欺を専門に担当するグループが2011年中に正式に立ち上げられた。香港では、企業自動車保険の損害率が悪化傾向にあり、保険詐欺、飲酒・薬物運転、違法な成功報酬付き交通事故訴訟支援がその要因と言われている。警察の保険詐欺担当グループの立ち上げは、香港の国会に当たる立法会の交通分野の保険補償に関する合同小委員会の2011年10月の会合で、運輸業界および保険業界委員が要望したことを踏まえて実施された。

香港保険業協会によると、警察の保険詐欺担当グループは、香港保険業協会を通じて回付されたすべての保険詐欺の疑義事案について調整するプラットフォームの役割を担う。ただし、当初は、人員が限られているため、交通事故に関係する事案を中心に扱う予定である。

香港保険業協会は香港警察の対応を歓迎し、香港保険業協会の保険詐欺タスクフォースは会員会社向けに警察の保険詐欺担当グループの運営に関する説明会を実施するとともに、今後、香港警察の企業犯罪局による保険詐欺の調査に関する保険会社向け研修

の可能性を探っていくとしている。

(HKFi Monthly Brief 2011.12 No. 185、LC Paper No. CB(2)379/11-12(01)ほか)

【マレーシア・市場動向】

○マレーシア、自動車保険のタリフ料率引き上げと支払適正化対策を実施

マレーシアでは、2012年1月から、自動車保険の保険料が段階的に引き上げられるとともに、人身事故の損害調査の手の改善策が実施されている。

マレーシアでは、近年、自動車の普及、事故率の上昇等により、自動車保険の損害率が悪化していた。このため、監督機関であるマレーシア中央銀行（Bank Negara）は、保険業界、法曹界、消費者団体等の利害関係者を含めた合同委員会を2011年4月に立ち上げ、改善策の検討を進めてきた。

マレーシアでは、自動車保険はタリフ料率が適用され、料率改定は30年ぶりといわれる。2012年1月から2015年までに段階的に（1,400ccの自家用車で年平均6～34マルシリングギット）保険料が引き上げられ、2016年にはタリフ料率が廃止される見込である。

損害調査の改善策では、特に裁判所の仲裁事案など1年から5年を要した人身事故の解決期間を6カ月から18カ月までに行うことを確実にし、人身損害賠償事例集に基づく補償額の支払、警察と医療機関からの報告取得期限の設定などを前倒しで実施している。また、24時間コールセンターによるロード・アシスタンスも2012年中に実施する。

(Asia Insurance Review 2012.1.9、Insurance Insight 2012.1.9ほか)

【タイ・自然災害】

○タイ洪水の付保損害額は概ね100億ドルと推計され、保険料率は引き上げの見通し

2011年7月に発生し一部の地域では現在も被害が続いているタイの洪水では、国土の約3分の1が浸水し、死者数は約700人となった。タイにはトヨタやホンダ等、自動車各社の工場のほか、世界第2位のパソコン用ハードディスク駆動装置（HDD）の製造拠点等もあり、7つの工業団地が被災し、被災企業は約800社、このうち被災した日系企業は約450社となった。タイの洪水による付保損害額は概ね100億ドル（約7,800億円）と推計されている。

タイの洪水被害に伴い、日本の損害保険大手のMS&ADホールディングス、東京海上ホールディングス、NKSJホールディングスは、合計2,600億円の保険金支払いを見込んでいる。世界最大の再保険会社であるドイツのミュンヘン再保険は、タイの洪水に伴う同社の正味支払保険金について5億ユーロ（約500億円）、再保険世界第2位のスイス再保険は同6億ドル（約470億円）と試算している。

世界の保険会社および再保険会社は、タイの洪水リスクに関し、保険料率の引き上げ、担保範囲の縮小等に動く見通しである。

(Bloomberg News 2011.12.14 および 2012.1.11 ほか)